

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 組合の名称
高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成13年11月16日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
高松市丸亀町の一部、鍛冶屋町の一部、古馬場町の一部及び瓦町の一部
- 4 事務所の所在地
変更前 高松市鍛冶屋町6番地12
変更後 高松市丸亀町7番地16
- 5 設立認可の年月日
平成13年11月8日
- 6 定款の変更の認可の年月日
平成24年8月31日